宮城県公報

発　行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号
電話 022(211)2267
(毎週火，金曜日発行)

目　次

ページ
訓令甲・企業局・議会・教育委員会・人事委員会・監査委員・宮城海区漁業調整委員会
○ねんりんピック宮城・仙台二〇一二宮城県実施本部設置規程　（ねんりんピック推進室）　一

訓令甲・企業局・議会・教育委員会・人事委員会・監査委員・宮城海区漁業調整委員会

○宮城県訓令甲第十四号
○宮城県企業局管理規程第六号
○宮城県議会訓令甲第一号
○宮城県教育委員会訓令甲第五号
○宮城県人事委員会訓令第三号
○宮城県監査委員訓令第一号
○宮城海区漁業調整委員会訓令第一号

ねんりんピック宮城・仙台二〇一二宮城県実施本部設置規程を次のように定める。

平成二十四年七月十七日

宮城県知事　村井　嘉浩
宮城県公営企業管理者　伊藤　直司
宮城県議会議長　中村　功
宮城県教育委員会教育長　髙橋　仁
宮城県人事委員会委員長　髙橋　俊一
宮城県代表監査委員　遊佐　勘左衛門
宮城海区漁業調整委員会会長　畠山　喜勝

ねんりんピック宮城・仙台二〇一二宮城県実施本部設置規程

（設置）

第一条　第二十五回全国健康福祉祭宮城・仙台大会（以下「大会」という。）に関する事務を円滑に処理するため、ねんりんピック宮城・仙台二〇一二宮城県実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

（組織及び所掌事務）

第二条　実施本部に、別表第一の上欄に掲げる部を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2　別表第二の上欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる班を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（本部長、副本部長及び本部付）

第三条　実施本部に、本部長、副本部長及び本部付を置く。

2　本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。

3　本部付は、別表第三に掲げる職にある者をもって充てる。

4　本部長は、実施本部の事務を総括し、実施本部を代表する。

5　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6　本部付は、本部長の命を受け、実施本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。

（部長及び副部長）

第四条　部に、部長及び副部長を置く。

2　部長及び副部長は、本部長が別に定める職員をもって充てる。

3　部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4　副部長は、上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（班長、副班長及び班員）

第五条　班に、班長、副班長及び班員を置く。

2　班長、副班長及び班員は、本部長が別に定める職員をもって充てる。

3　班長は、上司の命を受け、班の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

4　副班長は、上司の命を受け、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副班長が二人以上あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代

理する。

5　班員は、上司の命を受け、班の担任事務に従事する。

（庶務）

第六条　実施本部の各部における庶務の総括は、保健福祉部ねんりんピック推進室において処理する。

（委任）

第七条　この訓令に定めるもののほか、実施本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この訓令は、平成二十四年七月十七日から施行する。

（この訓令の失効）

2　この訓令は、平成二十四年十月十六日限り、その効力を失う。

別表第一（第二条関係）

部	分掌事務
総務部	一　実施本部に係る事務の総括及び各部との連絡調整に関すること。 二　関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 三　不測の事態への対応に関すること。 四　総合開・閉会式の会場及びイベント会場における警備、防災及び通信に関すること。 五　実施本部に係る事務で、他部の事務に属さない事項に関すること。
広報部	一　広報、調査、報道及び記者会見に関すること。 二　交流大会成績の記録等の収集及び整理に関すること。 三　選手団の歓迎に関すること。
招待部	一　お成りに関すること。 二　招待者に関すること。 三　大会役員に関すること。
式典部	一　総合開・閉会式の式典に関すること。 二　総合開・閉会式の会場における選手団、出演者及び入場者の受付、案内、整理及び誘導に関すること。 三　総合開・閉会式の会場の維持管理及び美化に関すること。 四　総合開会式の会場におけるイベントの運営に関すること。
医療衛生部	一　総合開・閉会式の会場及びイベント会場における医療救護に関すること。 二　総合開・閉会式の会場における環境衛生、食品衛生及び防疫に関すること。 三　総合開・閉会式の会場における弁当の引換えに関すること。
交通輸送部	一　選手団の輸送に関すること。 二　計画輸送時における選手団の案内、整理及び誘導に関すること。 三　総合開会式の会場における駐車場の管理並びにその利用者の案内、整理及び誘導に関すること。
イベント交流部	一　イベント（総合開会式の会場におけるイベントを除く。以下この欄において同じ。）の運営に関すること。 二　イベントの会場（以下この欄において「イベント会場」という。）における出演者並びに入場者の受付、案内、整理及び誘導に関すること。 三　イベント会場の維持管理及び美化に関すること。 四　シャトルバス乗降場における利用者の案内、整理及び誘導に関すること。 五　イベント会場における駐車場の管理並びにその利用者の案内、整理及び誘導に関すること。

別表第二（第二条関係）

部	班	分掌事務
総務部	総務班	一　部内の庶務に関すること。 二　実施本部に係る事務の総括及び各部との連絡調整に関すること。 三　関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 四　不測の事態への対応に関すること。 五　総合開・閉会式の会場及びイベント会場における通信の管理に関すること。 六　他部及び部内の他班の事務に属さない事項に関すること。
	警備防災班	一　総合開・閉会式の会場及びイベント会場における警備及び防災に関すること。 二　交流大会の会場となる市町及び指定宿泊施設との警備及び防災に係る連絡調整に関すること。
広報部	記録班	一　部内の庶務に関すること。 二　部内及び各部との連絡調整に関すること。 三　交流大会成績の記録等の収集及び整理に関すること。 四　総合開・閉会式の会場及びイベント会場の入場者数の集計及び入場者に対するアンケートの実施に関すること。 五　部内の他班の事務に属さない事項に関すること。
	報道班	一　記者会見に関すること。 二　報道関係資料の作成、整理及び配布に関すること。 三　報道員席、報道員控室及び報道用取材施設の管理に関すること。 四　総合開・閉会式の会場及びイベント会場における取材調整及び報道員の誘導に関すること。
	歓迎案内班	一　仙台駅及び仙台空港における選手団の歓迎及び案内に関すること。 二　仙台駅及び仙台空港における案内所等の運営に関すること。
招待部	招待者班	一　部内の庶務に関すること。 二　部内及び各部との連絡調整に関すること。 三　総合開・閉会式の会場における招待者の受付、案内、誘導及び資料の配布に関すること。 四　総合開・閉会式の会場における招待者への弁当の配布に関すること。 五　部内の他班の事務に属さない事項に関すること。

式典部	お成り班	お成りに係る事務に関すること。
	大会役員班	一　総合開・閉会式の会場における大会役員の受付、案内、誘導及び資料の配布に関すること。 二　大会役員の控室の管理に関すること。
	式典班	一　部内の庶務に関すること。 二　部内及び各部との連絡調整に関すること。 三　総合開・閉会式の式典の進行に関すること。 四　総合開・閉会式の入場行進時における選手団の案内、整理及び誘導に関すること。 五　部内の他班の事務に属さない事項に関すること。
	入場整理班	総合開・閉会式の会場における入場者の受付及び資料の配布に関すること。
	会場管理班	一　総合開・閉会式の会場における案内所の運営に関すること。 二　総合開・閉会式の会場における入場者の案内、整理及び誘導に関すること。 三　総合開・閉会式の会場の維持管理及び美化に関すること。 四　総合開会式の会場におけるイベントの運営に関すること。
	選手団班	一　総合開・閉会式（入場行進時を除く。）における選手団の受付、案内、整理及び誘導に関すること。 二　総合開・閉会式における選手団の荷物預かり所の運営に関すること。
	出演者班	一　総合開・閉会式におけるイベントの出演者の受付、案内、整理及び誘導に関すること。 二　総合開・閉会式におけるイベントの出演者の控室の管理に関すること。
医療衛生部	医療救護班	一　部内の庶務に関すること。 二　部内及び各部との連絡調整に関すること。 三　総合開・閉会式の会場及びイベント会場における医療救護に関すること。 四　部内の他班の事務に属さない事項に関すること。
	衛生・弁当管理班	一　総合開・閉会式の会場における環境衛生、食品衛生及び防疫に関すること。 二　総合開・閉会式の会場における弁当の引換えに関すること。
交通輸送部	運行管理班	一　部内の庶務に関すること。 二　部内及び各部との連絡調整に関すること。 三　選手団の計画輸送の管理に関すること。 四　部内の他班の事務に属さない事項に関すること。
	選手団班	一　徒歩又は公共交通機関で移動する選手団の案内、整理及び誘導に関すること。 二　総合開会式の終了時における選手団の案内、整理及び誘導に関すること。
	乗降誘導班	一　計画バスにより移動する選手団の案内、整理及び誘導に関すること。 二　交流大会の会場及び指定宿泊施設の最寄駅における選手団の案内及び誘導に関すること。
	駐車場班	総合開会式の会場における駐車場の管理並びにその利用者の案内、整理及び誘導に関すること。
イベント交流部	夢メッセみやぎ班	一　部内の庶務に関すること。 二　部内及び各部との連絡調整に関すること。 三　みやぎ産業交流センターにおけるイベントの運営に関すること。 四　みやぎ産業交流センターにおけるイベントの出演者の受付、案内、整理及び誘導に関すること。 五　みやぎ産業交流センターにおけるイベントの出演者控室の管理に関すること。 六　みやぎ産業交流センターにおけるイベントの入場者の案内、整理、誘導及び資料の配布に関すること。 七　みやぎ産業交流センターにおける案内所の運営に関すること。 八　みやぎ産業交流センターにおけるイベント会場の維持管理及び美化に関すること。 九　シャトルバス乗降場における利用者の案内、整理及び誘導に関すること。 十　みやぎ産業交流センターにおける駐車場の管理及びその利用者の案内、整理及び誘導に関すること。 十一　部内の他班の事務に属さない事項に関すること。
	東京エレクトロンホール宮城班	一　宮城県民会館におけるイベントの運営に関すること。 二　宮城県民会館におけるイベントの出演者の受付、案内、整理及び誘導に関すること。 三　宮城県民会館におけるイベントの出演者の控室の管理に関すること。 四　宮城県民会館におけるイベントの入場者の案内、整理、誘導及び資料の配布に関すること。 五　宮城県民会館におけるイベント会場の維持管理及び美化に関すること。

別表第三（第三条関係）

総務部長
震災復興・企画部長
環境生活部長
保健福祉部長
保健福祉部次長
経済商工観光部長
農林水産部長
土木部長
会計管理者
公営企業管理者
教育委員会教育長
監査委員事務局長

人事委員会事務局長
労働委員会事務局長
議会事務局長